

= 児童虐待防止に関わる法律の制定・改正の経緯について =  
**やまだの保育**

掲載日:2011年11月14日

作成日:2011年11月13日

◎児童虐待に関連する法律としては、主として、児童福祉法と児童虐待防止法があり、その他民法、刑法、DV法などがある。

項 目	内 容
1933年	・「旧児童虐待防止法」の制定
1947年	・「児童福祉法」の制定に伴って「旧児童虐待防止法」が廃止された
2000年	■「児童虐待の防止等に関する法律」(通称「児童虐待防止法」)の制定
2004年	<p>■改正児童虐待防止法  →施行3年後の見直し規定による改定である。</p> <p>①児童虐待の定義の見直し  ②国及び地方公共団体の責務の改正  ③児童虐待に係る通告義務の拡大  ④警察署長に対する援助要請等  ⑤面会・通信制限規定の整備  ⑥児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規定の整備</p> <p>■改正児童福祉法  ①児童相談に関する体制の充実(児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、身近な市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、都道府県(児童相談所)の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することによって、児童相談に関わる主体を増やし、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図るもの)  ②児童福祉施設、里親等の在り方を見直し  ③要保護児童に関する司法関与の見直し</p>
2008年	<p>■改正児童虐待防止法  ①法律の目的  「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記された。  ②国及び地方公共団体の責務等  児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」及び「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」が加えられた。  ③安全確認義務  安全確認の努力義務から、安全確認のために必要な措置を講じる義務とさ</p>

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

**やまだの保育**

れた。

④出頭要求

都道府県知事は、虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等へ出頭することを求めることができるようになった。保護者が、出頭に応じない場合は、立入調査等必要な措置を講ずることとされた。

⑤再出頭要求

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、虐待が行われているおそれがあるときは、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等へ出頭するよう求めることができるようになった。

⑥臨検等

都道府県知事は、保護者が再出頭要求を拒否した場合には、裁判所があらかじめ発する許可状により、居所等において臨検または捜索ができることとされた。

⑦保護者に対する指導

児童福祉司指導(児童福祉法第27条第1項第2号)に従わない保護者へ発した勧告(児童虐待防止法第11条第3項)になお従わない場合は、その子どもについて一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずることとされた。

⑧面会等の制限

一時保護や同意による施設入所の場合も、保護者に対し、子どもとの面会や通信を制限できることとなった。面会・通信の全てが制限されている場合は、保護者に対し、子どもの身辺へのつきまといや付近でのはいかひの禁止について命令することができることとなった。

⑨施設入所等の措置の解除

施設入所措置を解除するときは、保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聞くとともに、措置の効果や虐待の再発を予防するための措置について見込まれる効果等について考慮することとされた。

⑩関係機関相互の情報提供

地方公共団体の機関は、市町村長等から虐待の防止に関する資料や情報の提供を求められたときは、基本的にこれを提供できることとされた。

⑪都道府県児童福祉審議会等への報告

都道府県知事は、児童福祉審議会に、立入調査、臨検・捜索、一時保護の実施状況、重大な被害を及ぼした事例等について報告しなければならないこととされた。

■改正児童福祉法

①要保護児童対策地域協議会

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めることとされた。

	<p>②未成年後見人請求の間の親権の代行 児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととされた。</p> <p>③罰則 正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げられた。</p> <p>④今後の検討 (1)親権に係る制度の見直し法律の施行後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずることとされた。 (2)児童養護施設等に関する見直し政府は、里親及び児童養護施設等の量的拡大、児童養護施設等の運営の質的向上、児童養護施設等に入所した子どもの教育・自立の支援のさらなる充実に関する方策等について速やかに検討し、必要な措置を講ずることとされた。</p>
2009年	<p><b>■改正児童福祉法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略などを踏まえ、家庭的保育事業などの新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子どもなどに対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行うもの。</li> <li>・「家庭的保育事業」（「保育ママ」事業）を保育所保育の補完として位置づけ、「乳幼児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」を法定化し、市町村に努力義務を課した。</li> <li>・社会的養護関連では、「里親制度」を拡充した（養育里親に研修を義務化、里親手当の増額、里親支援機関事業の創設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設）。</li> <li>・児童養護施設関連では、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」の入所対象を20歳未満（従来18歳未満）に拡大し、「被措置児童等虐待」の児童相談所への通告義務と都道府県の適切な措置、が規定された。</li> <li>・2009年4月施行（「保育ママ」事業は2010年4月施行）</li> </ul>
2011年	<p><b>■「民法等の一部を改正する法律」</b></p> <p>(1)法改正の検討 「民法関係」については法務省所轄の法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会で、「児童福祉法・児童虐待防止法関係」については厚生労働省所管の社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会で検討された。</p> <p>(2)法改正の成立・公布・施行 2011年3月4日に、第177回通常国会に提出され、5月27日に成立し、6月3日に公布された。改正法は、養育里親の欠格条項に関する改正規定については公布日より施行、その他の規定については一部を除き公布の日か</p>

ら起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日より施行される。

### (3)法改正の趣旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い家事審判法及び戸籍法について所要の改正を行い、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行うこととされている。

区 分	改正のポイント
民法の改正	①2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設 ②法人又は複数の未成年後見人の許容 ③子の監護及び教育が「子の利益のため」にされるべきことを明確化 ④懲戒に関する規定の見直し ⑤離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示
民法と児童福祉法の改正	①親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
児童福祉法の改正	①施設長等の権限と親権との関係の明確化→児童相談所長や児童養護施設の施設長らの権限を、緊急の場合は親の意向よりも優先させて、 ②里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定
その他	・所要の規定の整備(民法, 児童福祉法, 家事審判法, 戸籍法等)
施行期日	・公布日(6月30日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日